

以下のいずれかの方法により手数料を納付してください。

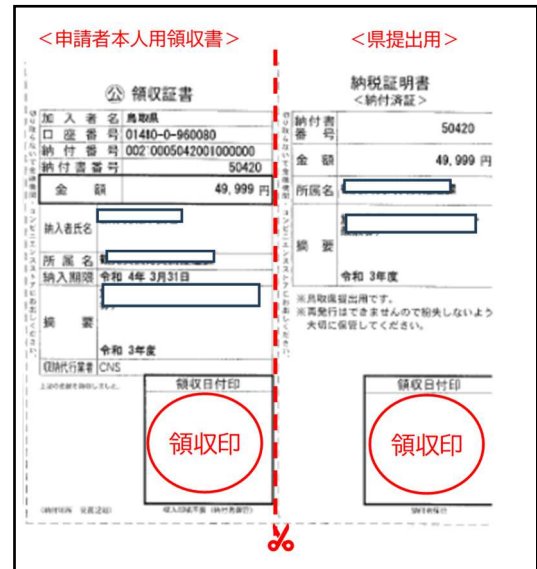
4連符式納付書による納付 ※申請書2枚目にあるバーコードは使用しません。

- ①長寿社会課へ4連符納付書の送付を依頼する。
- ②納付書を受領後、金融機関またはコンビニで手数料を納付する。
- ③申請書(長寿社会課のホームページからダウンロード又は長寿社会課が送付)の2枚目にある貼付欄に納付済証(注意1)を貼り付け、申請する。

注意1)

納付済証は領収証書から切り離して貼付してください。

コンビニで納付した場合で納付済証に領収日付印がない場合は、領収証書と納付済証を切り離さずに貼付してください。



POSレジによる納付

- ①県のホームページから申請書をダウンロードする。
- ②県のPOSレジのある納付窓口で、申請書の2枚目にあるバーコードを提示し、手数料を支払う。
- ③納付窓口で受け取ったレシート2枚のうち、「控1」の表示があるレシートを申請書の2枚目にある貼付欄に貼り付け、申請する。

<POSレジ納付窓口> ※閉庁日や受付時間外は納付を行えません。

窓口	場所	受付時間
県庁売店	県庁本庁舎 地下1階	8時30分～18時
倉吉食品衛生協会	中部総合事務所 2号館1階	8時30分～17時
米子食品衛生協会	西部総合事務所 2号館 A棟1階	8時30分～17時

注意2)

レシートを2枚とも紛失した場合は、再度手数料を納付していただくことになりますのでご注意ください。

また、「控1」の表示がある県提出用のレシートのみを紛失した場合でも、他の申請で使用されていないことが確認できなければ同様の処理となります。

